

## 第67課 商法の適用範囲と機能

商法がどのような範囲でどのような機能のしかたをしているかについて見てみよう。

まず、商法がどのような範囲で適用されるかについてであるが、実質的意義での商法については、企業に特有な経済生活関係を対象とする、としか定義できない。また、形式的意義での商法、つまり商法典自体は「商事に関し」（商法第1条）としか規定しておらず、何のことなのか分からない。そして、そこにいう「商事」とは、結局商法典に規定されている全ての事項ということになる。すなわち、商法がどのような場合に適用されるのかは包括的・一般的に決めることはできず、問題となる具体的な場面に応じて、商法典の個々の規定それぞれの要件を満たしていれば、その規定が適用されるというふうに考える外ないのである。これは、すでに学んだように、商法典が、独自の分野を持つ体系的・自己完結的な法律として制定されておらず、断片的であることからくる性質である。つまり、商法は、世の中で多数ある私法上の関係の中から、民法と少し違う基準で律することが要求される法律関係を個々に抽出してそれに商法の規定を適用するという方法をとっているのであって、「ここからここまでが民法の範囲である」、「ここから先は商法の範囲である」という決め方はしていないのである。したがって、どの範囲で商法が適用されるかという問題は、結局個々の商法の規定の解釈問題ということになる。

前課で述べたように、商法は、民法に対する特別法として、企業活動において民法と異なる規律が必要な場合に適用される。そこで考え方の基本となるのは、「利益目的の」、「反復継続的な」活動ということであって、商法は、社会の中で行われる取引活動の中で、**営利性、画一性、迅速性**、などの特徴があり、何よりも**流通の保護・取引の安全**が必要とされる事柄について、これらを促進ないしは保護するような方向で機能している。例えば、商法が適用される場合には、営利性が重んじられ、法定利息は民法の年5パーセントに対して年6パーセントと高くなっているし、また、迅速性という点からみると、例えば債権の消滅時効の期間は、普通の民法上の債権であれば10年であるが、商法の適用される債権（商事債権）の消滅時効期間は5年となっている。さらに、商法は、売買や寄託などの民法の典型契約について特別の修正を加えたり（商法第524条以下、第593条以下）、あるいは民法にはない典型契約（例えば「交互計算」（商法第529条以下）、あるいは「匿名組合」（商法第535条以下））を定めたり、さらには一定の営業を行う者について特別の責任を課したり（例えば商法560条の運送取扱人の損害賠償責任など）しているのである。

## 1 重要語句

### a 営利性

例えば、消費貸借は、民法上は特に約束しない限り利息は発生しないが、商法が適用される商人間の消費貸借は、特に約束をしなくても当然に利息が取れることになっている（商法第513条）。

### b 画一性

企業活動に際しては、多数の取引関係・法律関係を画一的に処理する必要がでてくる。そのため、取引に際して、定型的な書面を利用することが義務づけられることがある。運送営業に関する商法570条の「運送状」の交付などがその一例である。

### c 迅速性

商法では、一定の場合にさらに短い消滅時効期間を定めていたり（例：商法566条—運送取扱人の責任は1年で時効消滅する）、あるいは、商人が、普段から取引関係にある者から契約の申込を受けた場合に、すぐにこれに応じるか否かの返事を出さないと、承諾をしたものとみなしたりする（商法第509条）など、できるだけ速く物事に決着をつけるような措置がとられている。

### d 流通の保護と取引の安全

商業の世界で行われる取引については、一般の取引に比べて一層流通の保護と取引の安全が図られなければならない。迅速にかつ大量に行われる取引について、いちいち相手方の信用や取引に伴う危険について念入りに調査しなければならないようでは、円滑な取引に支障をきたし、企業活動が不活発になる。特に、商業取引においては、外観と真実が一致しない場合（例えば、代理人のように見える人が、実は代理人ではなかった、などといった場合）に、外観への信頼を強く保護しないと、安心して取引をすることが困難となるので、民法以上に「外観主義」を徹底させることになる。例えば、不動産登記には公信力は与えられていないことはすでに学んだが、商業登記（会社の設立などの登記）については、故意又は過失で真実と違った登記をした者は、それが真実でないことを善意の第三者に主張できない（商法第14条）とか、会社がある人に「社長」とか「専務」とかいう肩書きを使うことを許していた場合には、実際にはその人が会社の代表権を持っていなくても、その人がした取引については会社として責任を負う（「表見代表取締役」—商法第262条。この場合、外観を信頼した者が保護される範囲は、民法の表見代理の場合よりかなり広い）など、真実の権利関係を犠牲にしても、外観を信頼した者を保護するという制度を商法は数多く採用している。